

平成 30 年 9 月定例会（平成 30 年 9 月 28 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

9月28日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○企業長提出議案の上程及び提案理由の説明	7
	○企業団行政に対する一般質問	12
	○企業長提出第6号議案の質疑	15
	○決算特別委員会の設置及び付託	16
	○決算特別委員の選任	16
	○諸般の報告	17
	○議事日程の追加	17
	○第6号議案の決算特別委員会継続審査	17
	○特定事件の議会運営委員会付託	18
	○閉 議	18
	○企業長の挨拶	18
	○閉 会	19
署名議員		21
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		23

水企告示第26号

平成30年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年9月21日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 平成30年9月28日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成30年9月定例会 会期9月28日 1日間

応招議員 15名

1番	武藤	智	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	細川	威	議員	6番	福田	晃	議員
7番	宮川	雅之	議員	8番	大野	保司	議員
9番	清田	巳喜男	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	菊地	貴光	議員	12番	橋詰	昌児	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	竹内	栄治	議員
15番	伊藤	治	議員				

不応招議員 なし

9月定例会 第1日

平成30年9月28日（金曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 企業長提出議案の上程及び提案理由の説明
- 7 企業団行政に対する一般質問
- 8 企業長提出第6号議案の質疑
- 9 決算特別委員会の設置及び付託
- 10 決算特別委員の選任
- 11 諸般の報告
- 12 第6号議案の決算特別委員会継続審査
- 13 特定事件の議会運営委員会付託
- 14 閉 議
- 15 閉 会

(開議 午前10時16分)

出席議員 15名

1番	武藤	智	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	細川	威	議員	6番	福田	晃	議員
7番	宮川	雅之	議員	8番	大野	保司	議員
9番	清田	巳喜男	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	菊地	貴光	議員	12番	橋詰	昌児	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	竹内	栄治	議員
15番	伊藤	治	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口	晃利	企業長
鈴木	功	局長
石坂	正幸	次長(兼)配水管理課長
小川	泰弘	副参事(兼)総務課長
松村	一男	お客さま課長
坂井	正彦	施設課長
三保田	昭二	施設課調整幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
鈴木	勝	松伏町長

書記

上野	成哉	総務課庶務担当主幹
山本	集	総務課庶務担当主任
吉岡	頌平	総務課庶務担当主事

10時16分 開会

◎開会の宣告

- （武藤 智議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成30年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （武藤 智議長） この際、諸般の報告をいたします。

△平成29年度水道事業会計継続費精算報告

- （武藤 智議長） 企業長から平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計継続費精算報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△平成29年度資金不足比率の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から平成29年度資金不足比率報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から平成30年4月から平成30年7月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （武藤 智議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課庶務担当主幹に朗読させます。

〔総務課庶務担当主幹朗読〕

○（上野成哉総務課庶務担当主幹） 朗読いたします。

水企総第491号

平成30年9月21日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 武藤 智 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野口 晃 利

平成30年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月28日招集に係る平成30年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

- （武藤 智議長） 次に、去る6月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （武藤 智議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から7番宮川雅之議員、8番大野保司議員、9番清田巳喜男議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （武藤 智議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎企業長提出議案の上程及び提案理由の説明

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第 6 号議案を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日 9 月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

本定例会には、「平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議案としてご提案申し上げております。

提案説明をさせていただく前に、先般の西日本豪雨、台風21号、北海道地震と相次ぐ自然災害により被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

それでは、第 6 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

平成29年度の水道事業につきましては、「水道事業マスタープラン」に基づき、同計画の 2 年目として事業の推進を図ってまいりました。マスタープランに掲げる 3 つの基本方針に沿って、その主な事業について申し上げます。

まず、第 1 の基本方針である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来にわたって安定的に水を供給し続けるため、地震等の災害に備えて浄・配水場や基幹管路など水道施設の耐震化を推進するとともに、危機管理対策の充実を図りました。

浄・配水場施設の耐震化への取り組みとしては、平成29年度から 2 カ年継続事業として東部配水場の耐震補強及び設備整備工事に着手し、安定した配水体制の確保に努めました。

配水管の更新と耐震化につきましては、大口径管である基幹管路の更新が本格的にスタートし、平成29年度は築比地浄水場系基幹管路更新工事・第 1 工区に 2 カ年継続事業として着手いたしました。引き続き、老朽化した配水管を耐震性を有する管へと計画的に布設替えし、年度末における管路の耐震化率は前年度比 0.6 ポイント増の 47.1% となりました。

また、老朽化が進んでいた企業団庁舎の空調機器や受変電設備等については、平成28年度から 2 カ年継続事業として行った更新工事が完了し、施設の延命化が図られました。

危機管理対策につきましては、企業団職員の参集及び初動訓練、広域的な無線通信訓練、越谷市並びに松伏町の職員との合同による耐震型緊急用貯水槽の応急給水訓練、県送水管の空気弁を活用した県企業局との給水装置設置訓練などを実施するとともに、非常用飲料水袋やボトル水等の災害用備蓄品の計画的な備蓄など、その充実に努めました。

次に、第2の基本方針である「安全な水の給水を目指して」では、水道施設を適正に維持管理し、水源から蛇口までの水質管理を徹底することによって、お客様に安全で良質な水道水を供給し続ける体制の充実に努めました。

水質管理については、「水質検査計画」に基づき、正確・迅速に検査を実施するとともに、末端水質監視装置2基及び全有機炭素分析装置を更新するなど、検査精度の向上と検査結果の信頼性の確保に努めました。なお、水道水中の放射性物質の検査につきましては、継続実施しておりますが、基準値を超える放射性物質は一度も検出されておられません。

また、お客様の蛇口にフレッシュ給水を行うための直結直圧給水や直結増圧給水方式の普及に取り組むとともに、貯水槽水道設置者には適正な維持管理の周知と啓発に努めました。

さらに、濁水発生を抑制するための配水管の洗浄に当たっては、過去のデータの分析結果をもとに定めた区域を重点的に洗浄するとともに、給水不良の防止に向け、配水管布設工事を実施しました。

次に、第3の基本方針である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な水道事業を継続運営していくため、効率的・効果的な経営に努めるとともに、人材育成や環境に配慮した事業に取り組みました。

平成29年度は、これまでの水道料金の中止精算業務に加え、給水開始業務もあわせて委託し、サービスの向上を図るとともに、水道メーターで漏水をチェックできる機器を使って検針時に漏水調査を同時に行うなど、経費の節減に取り組みました。

広域化への取り組みについては、埼玉県及び近隣事業者で構成する「埼玉県第2ブロック水道広域化実施検討部会」において引き続き広域化に向けた協議を進めました。

お客様に水道事業に対する理解を深めていただくため、昨年度は西部配水場を会場にした水道フェアや浦山ダムを見学する親子水道教室など、施設を直接見ていただく事業を開催いたしました。また、各種イベントへの参加や出前講座の実施、広報紙「水道だより」の発行等を通して、水道事業について積極的にPRを行いました。

水道料金の収納対策については、未納者への早期訪問・文書催告はもとより、料金納付の相談にきめ細かく対応するとともに、悪質な場合にはやむを得ず給水停止措置を講ずるなど、収入の確保に努めました。

水道事業を持続していくためには、水道技術や企業経営に精通した人材を育成することが重要であり、内部研修の実施や外部研修への積極的な派遣などによって、職員の人材育成と能力開発に取

り組みました。また、新たに「ハートフル・ミーティング」と称して、職員と私が自由に意見交換を行ったり、「職員提案制度」を設けるなど、風通しのよい職場づくりと仕事に対するモチベーションの向上に努めました。

環境に配慮した事業については、引き続き北部配水場の太陽光発電や西部配水場の小水力発電によって温室効果ガスの排出抑制に努めました。

次に、平成29年度の業務概況について申し上げます。年間総配水量は3,827万410立方メートルで、前年度に対し約32万3,440立方メートル、0.85%の増加となりました。これは、給水人口の増加や記録的な寒波による給水管凍結に伴う漏水などが影響したものと考えております。

収益的収入については、節水型機器の普及などにより1人当たりの使用水量が減少し、給水収益が減少したことなどから、前年度に対し消費税抜きで358万3,368円の減少となりました。

一方、収益的支出については、委託料や支払利息の減少などによって、前年度に対し消費税抜きで2,405万1,244円の減少となりました。収益以上に費用が減少したことから、損益収支では前年度に比べ2,046万7,876円増の13億1,590万5,719円の純利益を計上することができました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、4ページの決算報告書をごらんいただきたいと存じます。

なお、金額につきましては、消費税込みの額となっておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。

第1款・水道事業収益の決算額は80億1,964万6,005円で、執行率は102.30%でございます。

第1項・営業収益は72億2,187万5,871円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項・営業外収益は7億9,693万187円で、受取利息及び配当金、他会計補助金、長期前受金戻入などでございます。

第3項・特別利益は83万9,947円で、過年度損益修正益でございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の決算額は66億158万3,202円で、執行率は95.76%でございます。

第1項・営業費用は60億2,204万6,719円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用及び減価償却費などでございます。

第2項・営業外費用は5億7,871万6,565円で、企業債利息や消費税納付額などでございます。

第3項・特別損失は81万9,918円で、過年度損益修正損でございます。

続きまして、6ページの「資本的収入及び支出」についてご説明申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款・資本的収入の決算額は13億4,954万8,303円で、執行率は99.50%でございます。

第1項・企業債は1億3,000万円で、東部配水場耐震補強及び築比地浄水場系基幹管路更新事業に

充てるための借入金でございます。

第2項・分担金は6億7,360万6,800円で、加入者分担金でございます。

第3項・補助金は1,911万4,000円で、東部配水場耐震補強事業に係る国庫補助金でございます。

第4項・工事負担金は1億2,682万7,503円で、受託工事に係る負担金でございます。

第5項・固定資産売却代金は4億円で、投資有価証券売却代金でございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の決算額は35億1,151万3,516円で、執行率は86.67%でございます。

第1項・建設改良費は21億4,826万639円で、東部配水場耐震補強及び設備整備工事や築比地浄水場系基幹管路更新事業、配水管布設替工事などがございます。

第2項・企業債償還金は12億6,340万877円でございます。

第3項・投資は9,985万2,000円で、投資有価証券の購入費でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額21億6,196万5,213円は、減債積立金12億6,340万877円、過年度損益勘定留保資金8億146万9,655円及び当年度消費税資本的収支調整額9,709万4,681円で補填いたしました。

続きまして、8ページの損益計算書についてご説明申し上げます。損益計算書につきましては、消費税抜きの金額となっております。

なお、詳細につきましては、43ページ以降の収益費用明細書をあわせてご参照いただきたいと思います。

初めに、「1営業収益」の(1)給水収益は64億2,414万9,100円で、有収水量3,700万1,635立方メートルに対する水道料金でございます。

(2)その他営業収益は2億6,576万7,220円で、公共下水道使用料徴収事務費負担金などがございます。

以上、営業収益の合計は66億8,991万6,320円でございます。

次に、「2営業費用」でございますが、(1)原水及び浄水費は25億1,477万2,387円で、県水受水費が主なものでございます。

(2)配水及び給水費は3億9,979万1,936円で、漏水に係る調査・修繕や配水管洗浄などの委託料が主なものでございます。

(3)業務費は4億5,817万7,605円で、使用水量の検針や量水器交換、水道料金システム等委託料などが主なものでございます。

(4)総係費は3億905万5,497円で、総務関係職員の人件費や企業会計システム等の委託料などが主なものでございます。

(5)減価償却費は20億5,916万3,252円で、配水管などの構築物、浄・配水場の建物や機械及び装置などに係る償却費用でございます。

(6) 資産減耗費は4,844万9,181円で、量水器などの固定資産に係る除却費用でございます。

以上、営業費用の合計は57億8,940万9,858円で、これらにより、営業利益は9億50万6,462円となりました。

次に、「3 営業外収益」でございますが、(1) 受取利息及び配当金1,991万9,157円は、預金及び有価証券の受取利息でございます。

(2) 他会計補助金618万4,000円は、職員への児童手当支給に係る構成団体からの負担金でございます。

(3) 長期前受金戻入7億5,927万7,488円は、過去の施設整備で交付された補助金や負担金等について、当年度の減価償却見合い分を収益化したものでございます。

(4) 雑収益1,160万6,836円は、土地等貸付収入、小水力発電の売電収益などでございます。

以上、営業外収益の合計は7億9,698万7,481円でございます。

次に、「4 営業外費用」の(1) 支払利息及び企業債取扱諸費3億8,004万9,355円は、企業債の償還に係る支払利息でございます。

(2) 雑支出157万8,149円は、災害用備蓄材料費等でございます。

以上、営業外費用の合計は3億8,162万7,504円で、これらにより、経常利益は13億1,586万6,439円となりました。

次に、「5 特別利益」は過年度損益修正益79万9,950円で、「6 特別損失」は過年度損益修正損76万670円でございます。

これらの結果、当年度純利益は13億1,590万5,719円を計上することとなりました。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、その他未処分利益剰余金変動額として、減債積立金を企業債償還に充てるため取り崩した額12億6,340万877円が未処分利益剰余金に振り替わることから、当年度未処分利益剰余金は25億7,930万6,596円となりました。

なお、12ページの剰余金処分計算書に記載のとおり、この未処分利益剰余金25億7,930万6,596円につきましては、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例第4条の規定に基づき、当年度純利益相当額の13億1,590万5,719円を企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立て、また、減債積立金の使用により発生した12億6,340万877円を経営基盤の強化を図るため、資本金へと組み入れさせていただきます。

その他、詳細につきましては、大変恐縮でございますが、決算書の関係書類をご参照賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

10時40分 休憩

10時54分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （武藤 智議長） これより、企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

4番、川上力議員、企業団行政に対する1件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔4番 川上 力議員登壇〕

- 4番（川上 力議員） 4番議員の川上力でございます。議長から許可がありましたので、通告に沿いまして一般質問をさせていただきます。通告しております主題は、大規模水害への対応についての1点であります。

本年は台風の上陸も多く、想定外の降雨によって甚大な被害が起こっております。被災をされた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願うものであります。

大規模な災害対策としては、企業団としても主に地震を想定していると思われませんが、西日本の豪雨では水害によって広範囲に大規模な被害がもたらされました。越谷市・松伏町の管内は大小の河川が流れる地域でもあり、低い土地柄でもあることから、水害に対する備えも重要だと思われま

す。災害時には、自助、共助、公助の組み合わせがしっかり機能することが大事だと思っております。しかしながら、自助につきましては、事前に不安を感じる集計もございました。日本気象協会が推進する「トクする！防災」プロジェクトのアンケート調査結果によりますと、災害後に3日で1人当たり9リットルの水が必要なことは多くの方が認識をしておりますが、それを備蓄できていないと約8割の方が答えているということでもあります。安全確実な給水を継続していくことが大事になると認識しております。そこで、以下の4点について質問をいたします。

1点目は、西日本の豪雨では断水が発生しております。その原因をどのように分析しているのかお聞きいたします。

2点目は、最新の洪水ハザードマップにおいて管内の浸水想定はどのようになっているのか、そ

の対応ができていますのかお聞きをいたします。

3点目は、管内には多くの河川が流れております。水道管が川に架かっているケースも多いと思いますが、どの程度あるのかお聞きをいたします。

4点目は、水道企業団のホームページによりますと、耐震型緊急用貯水槽が23基あると紹介されています。松伏町には1基だけですが、管内全体として十分な量が確保されているのか、また活用の仕方などについて住民への周知はどのように行っているのかお聞きをいたします。

○（武藤 智議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの川上議員さんのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、西日本豪雨での断水原因の分析についてのお尋ねでございますが、平成30年7月に発生した豪雨は、梅雨前線の活発な活動により九州から北海道にかけて断続的に非常に激しい雨が降り、特に西日本を中心に河川の氾濫や土砂崩れなどにより死者、行方不明者が230人に上る未曾有の被害をもたらしました。

厚生労働省の発表では、この豪雨で18道府県80市町村で約26万戸の断水が発生しました。その主な原因は、用水供給を行っている広島県企業局の原水を取水する導水トンネルが土石流で損傷し、閉塞するなど土砂災害によるものが約19万7,000戸、管路の破損によるものが約3万2,000戸、河川の氾濫による水道施設の冠水が約2万1,000戸となっており、断水被害の約75%が土砂災害によるものとなっております。

次に、洪水ハザードマップでの浸水想定についてのお尋ねでございますが、洪水ハザードマップは大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲や深さを区域別にあらわしたものでございます。国土交通省江戸川河川事務所のホームページによる洪水氾濫シミュレーションでは、地点ごとの最大浸水の深さなどを想定することができます。

この洪水氾濫シミュレーションを使って江戸川や中川が氾濫したときに、管内にある5カ所の浄・配水場の浸水の深さをシミュレーションしたところ、築比地、北部、西部、南部の浄・配水場は運転に支障を来さないことが確認されましたが、東部配水場については電気設備への浸水が想定されるため、止水板の設置などの対策を早急に講じてまいりたいと考えております。

次に、管内に河川が多いことの特徴についてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり管内には元荒川、古利根川などの一級河川のほか、数多くの中小河川があります。したがって、これらの河川を横断する水管橋や橋梁添架管が設置され、配水管網が構成されております。

管内の水管橋や橋梁添架管の状況につきましては、一級河川に布設されたものに限っても、水管橋が6カ所、添架管が43カ所、合わせて49カ所ございます。これらの管路は、定期的に点検を行い、日ごろより管路状態を把握するとともに、計画的に修繕や更新を実施するなど適正な維持管理に努

めております。

次に、耐震型緊急用貯水槽の実態についてのお尋ねでございますが、耐震型緊急用貯水槽は、越谷市に22基、松伏町に1基の合計で23基を設置しております。この貯水槽は配水管と直結しており、断水で水圧が下がると緊急遮断弁が作動し、1基当たり100立方メートルの水が貯水されるものです。災害時には1人1日3リットルの飲料水が必要とされていますので、この貯水槽で延べ約76万6,000人分の飲料水が賄えることとなります。

なお、松伏町内の貯水槽は1基のみですが、各浄・配水場の配水タンクにも常時一定量の水が貯留されており、災害時には築比地浄水場に約4,000立方メートルの飲料水が確保できる見込みでございます。

災害発生時には、限られた職員体制の中で給水活動や復旧活動などを行う必要があることから、耐震型緊急用貯水槽の手動式ポンプは、基本的に企業団職員が設置を行い、その操作につきましては地域住民の皆様にご協力いただくこととしております。そのため、自治会等が主催する防災訓練、市民まつりや町民まつり、水道フェア、広報紙「水道だより」などあらゆる機会を捉えて、市民・町民の皆様には貯水槽の仕組みや操作方法を周知するとともに、災害に備えた自宅での飲料水の備蓄の必要性などその啓発に努めております。また、耐震型緊急用貯水槽の設置訓練を企業団職員と越谷市並びに松伏町の職員と合同で実施することで、企業団と市・町との連携も図っております。

万が一、大規模な災害が発生した場合でも、市民・町民の皆様には飲料水を円滑に提供できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（武藤 智議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

4番、川上力議員。

○4番（川上 力議員） ただいま答弁を聞きまして、松伏町には耐震型緊急用貯水槽は1基でございますが、浄水場には4,000立方メートルの水も蓄えられているという答弁もいただきました。また、災害の備えとして住民への周知も含めて、一定の評価ができるものと思います。また、洪水氾濫シミュレーションによりまして、東部配水場への浸水が想定されるということがわかったということで、対策を早急に講じていただくという答弁もございましたので、理解をいたしました。

再質問の内容としましては、災害時のタイムラインはどのようになっているのかということ、また、豪雨や洪水などで断水が起こる可能性そのものについてどのような認識をお持ちになっているのか。特に答弁にもありましたとおり、一級河川に架かるものだけでも49カ所ある水管橋や添架管が損傷した場合などに給水に問題がないのか、お聞きしたいと思います。あわせて断水が起こった場合の給水車や貯水槽の活用の実際などについてもお聞きしたいと思います。

○（武藤 智議長） ただいまの再質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

大規模な水害が発生し、断水となる可能性や断水となってしまった場合のタイムライン、どのような手順で応急給水等を行うかについてのお尋ねでございますが、当企業団の危機管理計画では、まず危機対策本部を設置し、被害状況の情報収集と確認を行い、応急給水計画を作成することとなっております。

水害時の応急給水につきましては、浸水の解消が大前提となりますが、拠点給水と運搬給水により給水活動を実施いたします。拠点給水は、耐震型緊急用貯水槽23基と浄・配水場5カ所、そして埼玉県企業局が所有する県営水道の送水管を活用したサテライト給水15カ所を拠点として給水を行います。また、運搬給水は、当企業団が所有する給水車3台にて飲料水を運搬して給水するもので、避難所・避難場所を中心に給水を行うとともに、病院などの重要給水施設を優先し、給水活動を実施いたします。

また、状況に応じて全国の水道事業者で組織する日本水道協会や全国水道企業団協議会の災害時相互応援協定に基づき、給水車などの応援要請を行ってまいります。

当地域における水害の場合は、地震とは異なりまして、地下に埋設されている配水管は基本的に大きな損傷は少ないと思われまますので、浄・配水場の復旧に全力を注ぎ、その復旧までは応急給水が続ける必要があると考えております。

なお、当企業団の配水管は全体が網の目のようにつながっており、仮に1カ所の浄水場または配水場が浸水等によって機能停止となった場合でも、他の浄・配水場が稼働していれば、そこからの配水が可能であり、同様に水管橋や橋梁添架管の何カ所かが濁流などで損傷してしまった場合でも、別のルートからの配水が可能な仕組みとなっております。また、用水供給元である埼玉県企業局の庄和浄水場及び新三郷浄水場は江戸川から直接取水しておりまして、西日本豪雨で断水の大きな原因となった土砂災害による導水管の閉塞という同様の事態は考えにくいことから、給水区域内全域が一度に断水となる可能性は低いものと考えております。

しかし、近年頻発する災害では、これまでの経験則が通用しない被害が多発しております。全国各地で起こった事案を参考に、絶えず危機管理対策を見直し、可能な限り想定外を少なくできるよう常に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（武藤 智議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

〔「ありません。終わります」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） 以上で川上力議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出第6号議案の質疑

○（武藤 智議長） 次に、企業長提出第6号議案の質疑を行います。

第6号議案 「平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

○（武藤 智議長） お諮りいたします。

第6号議案については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第6号議案については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎決算特別委員の選任

○（武藤 智議長） 続いて、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任を行います。

決算特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条の規定により、

2番 浅古高志 議員 3番 松岡高志 議員

5番 細川威 議員 7番 宮川雅之 議員

8番 大野保司 議員 9番 清田巳喜男 議員

10番 鈴木勉 議員 11番 菊地貴光 議員

12番 橋詰昌児 議員 13番 岡野英美 議員

以上10人を指名いたします。

◎休憩の宣告

○（武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

11時12分 休憩

11時41分 再開

◎開議の宣告

○（武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （武藤 智議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （武藤 智議長） 休憩中に開催されました決算特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に岡野英美委員が、副委員長に松岡高志委員が互選されました。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申し出の報告

- （武藤 智議長） 次に、決算特別委員長から、第6号議案について閉会中の継続審査事項とされたい旨の申し出がありましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （武藤 智議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （武藤 智議長） お諮りいたします。

この際、第6号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第6号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第6号議案の決算特別委員会継続審査

- （武藤 智議長） これより、第6号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第6号議案については、決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第6号議案については決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（武藤 智議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（武藤 智議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（武藤 智議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第6号議案につきましては、閉会中の継続審査事項としてご決定いただきましたが、何とぞ十分にご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

昨今の水需要は、依然として減少傾向にございますが、各地で相次ぐ自然災害では、ライフラインの途絶が市民生活に与える影響の大きさを改めて思い知らされました。

したがって、いかなる状況においても、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、なお一層努めてまいりますので、議員の皆様には今後とも限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、さらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（武藤 智議長） これをもちまして、平成30年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時45分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 武 藤 智

議 員 宮 川 雅 之

議 員 大 野 保 司

議 員 清 田 巳 喜 男

◎企業長提出議案の処理結果

第6号議案 平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(継続審査)